

6. 認可保育施設利用申込みにあたっての注意事項

【クラス編成】

申込みにあたっては、お子さんの生年月日により下表のクラス編成にて該当するクラスをご確認のうえ、そのクラスがある認可保育施設(P54～の認可保育施設一覧をご参照ください)への申込みをしてください。

※クラス編成は4月から翌年3月まで同じです。途中で年齢が上がっても、所属するクラスは変わりません。

<令和3年度>

クラス	生 年 月 日		
5歳児クラス	平成27(2015)年4月2日	～	平成28(2016)年4月1日
4歳児クラス	平成28(2016)年4月2日	～	平成29(2017)年4月1日
3歳児クラス	平成29(2017)年4月2日	～	平成30(2018)年4月1日
2歳児クラス	平成30(2018)年4月2日	～	平成31(2019)年4月1日
1歳児クラス	平成31(2019)年4月2日	～	令和2(2020)年4月1日
0歳児クラス	令和2(2020)年4月2日	園により受入開始月齢が異なります	

<令和4年度>

クラス	生 年 月 日		
5歳児クラス	平成28(2016)年4月2日	～	平成29(2017)年4月1日
4歳児クラス	平成29(2017)年4月2日	～	平成30(2018)年4月1日
3歳児クラス	平成30(2018)年4月2日	～	平成31(2019)年4月1日
2歳児クラス	平成31(2019)年4月2日	～	令和2(2020)年4月1日
1歳児クラス	令和2(2020)年4月2日	令和3(2021)年4月1日	
0歳児クラス	令和3(2021)年4月2日	園により受入開始月齢が異なります	

【受入月齢について】

認可保育施設ごとに、受入月齢が決められています(P54～の認可保育施設一覧をご参照ください)。生後57日目での入園の場合を除き、入園希望月の1日に受入月齢に達しないお子さんは利用調整の対象になりません。利用申込みにあたっては、お子さんの生年月日により、利用申込み月に受入月齢に達する保育施設に申込みをしてください。

例:受入月齢が「6ヶ月以上」の保育施設の場合、4月入園の申込みができるのは、その前年の10月1日までに生まれたお子さんとなります。

【生後6ヶ月未満のお子さんの申込み】

- 生後57日(誕生日の翌日から起算して57日)を迎える月から利用申込みができます。
- 生後57日を迎える月に入園する場合、生後57日目が入園日となります。その翌月以降は、毎月1日が入園日となります。
- 57日目での入園を希望する場合の締切日も、通常の入園希望月の締切日と同じです。
- 生後57日からの入園を希望する場合、57日からの受入を行っている保育施設に申込みをしてください。
- 月齢の低いお子さんの延長保育時間や慣らし保育の進め方などが保育施設によって異なりますので、希望する保育施設にご確認ください。なお、公立保育園は、生後6ヶ月未満児の延長保育を実施していません。